

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
1	質問・意見	1.2	第1節1	事業期間	建設請負契約締結と工事着工が同時期に設定されており、設計業務の開始も同時期と考えられますが、建築の申請業務をはじめ設計業務の期間を想定すると工事着工から負荷運転開始までの工期が短いので、組合殿で想定されている工期の考え方をご提示下さいませようお願いします。	工程表（案）は別添資料1のとおりです。
2	質問・意見	1.2	第1節3 2)	事業期間	本施設とありますが、「本事業により整備される施設」との理解でよろしいでしょうか。 また、3.2頁3の「対象施設」は「本施設」と同じと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	質問・意見	1.3	第1節6	本施設の基本方針	1)周辺環境との調和、17)デザイン・修景計画、とありますが、周辺環境とは具体的に何を指しているのかご教示をお願いします。	要求水準書（案）のとおりとします。
4	質問・意見	1.3	第1節6	本施設の基本方針	10)改造の容易性 将来のプラント設備の更新・改造の内容を具体的にご提示をお願いします。	特に組合の指示等によるものではなく、事業期間内において維持管理上、必要となる更新・改造を意味しています。
5	質問・意見	1.4	第1節6	本施設の基本方針	12)環境保全 「環境影響評価書」は、入札公告時には、開示していただくと考えて宜しいでしょうか。	環境影響評価書（案）は3月下旬に公示を予定しています。
6	質問・意見	1.4	第1節6	本施設の基本方針	12)環境保全 「環境影響評価書」の記載内容は、本施設を計画するうえで、重要なものになりますので、公告時の開示を要望します。	通番5の回答を参照してください。
7	質問・意見	1.4	第1節6 12)	環境保全	「環境影響評価書」はいつ頃貸与頂けますでしょうか。	通番5の回答を参照してください。
8	質問・意見	1.6	第1節8 4)	敷地周辺設備	電気、水道、ガスの引き込みに際し、既存施設との取合は考慮する必要はないものとしてよろしいでしょうか。	電気については、既存施設との取合いの考慮が必要です。 なお、東京電力株式会社との十分な協議が必要です。
9	質問・意見	1.8	第2節1	処理対象ごみ	粗大ごみや資源物選別後の可燃分などのごみについて、搬入状況（何日間隔でどの程度の量が搬入されるのか）が分かれば教示願います。	搬入は月～金曜日です。 搬入量は要求水準書（案）に記載のとおり、約7,400t/年です。
10	質問・意見	1.8	第2節1 2)	計画ごみ量及び質	処理対象ごみは一般廃棄物に限定されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	質問・意見	1.8	第2節1 2)(2)	処理対象ごみ	お示し頂いた焼却量に広域支援（P3.15 10その他支援 1）広域支援等の協力で記載のごみ等は含まれているのでしょうか。	提示した焼却量には含んでいません。
12	質問・意見	1.9	第2節1	処理対象ごみ組成	低質ごみと高質ごみは正規分布の90%信頼区間から算出されたものでしょうか。現状の実際の発生ごみ質分布、ごみ質データがあれば提示下さい。	計画ごみ質は将来のごみ処理体系を考慮して設定したものです。 参考までに、三鷹市環境センターのごみ質データは別添資料2のとおりです。
13	質問・意見	1.9	第2節1 2)(2)	処理対象ごみ	「処理対象ごみ組成（上記処理対象ごみの混合ごみ）」とありますが、処理対象ごみ組成には「可燃性粗大」および「燃ごみ等の資源物選別後の可燃分及び残渣」も含まれていると考えてよろしいでしょうか。また、当該計画ごみ質を逸脱する場合は別途対応について協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	処理対象ごみの組成については、ご理解のとおりです。 なお、計画ごみ質を逸脱する場合の対応については、募集要項に示します。
14	質問・意見	1.15	第2節9	白煙防止基準	「13 省資源・省エネルギー」の項で「地球温暖化の防止に貢献すること。」とあります。 白煙防止基準を撤廃することで地球温暖化の防止への貢献に寄与することができますので、本基準の削除を要望します。	ご意見として承ります。
15	質問・意見	1.15	第2節10 5)	排水対策	雨水については、浸透枳及び浸透管にて雨水貯留設備を経由し雨水本管へ接続するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおり、下水道放流とします。
16	質問・意見	1.15	第2節10 6)	緑化計画	建物の屋上利用による緑化は屋根面積の20%以上必要と考えてよろしいでしょうか。	屋上緑化を計画してください。 なお、面積については環境影響評価書（案）を参考にしてください。
17	質問・意見	1.15 2.98	第2節10 第3節2	環境保全 外構工事	前者の6)緑化計画、において緑地率目標(30%)とあり、後者の4)造園植栽工事、において緑地率30%以上となるよう設計・施工することが記載されておりますが、目標値として考えて宜しいでしょうか。	緑地率は30%以上を目標に計画してください。
18	質問・意見	1.16	第2節12	安全衛生管理 (作業環境基準)	中段に「ダイオキシン・・・動線を確保すること」とありますが、配置上やむを得ない場合はクリーンルームを通過して往來する動線としても宜しいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
19	質問・意見	2.1	第1章 第1節2	疑義	建設・運営と非常に多くの業務が含まれる事業であり、事前に検討しても疑義が生じる可能性は否めません。従いまして、事業者との協議と合意を前提に進めていただくことをお願いいたします。	ご意見として承ります。
20	質問・意見	2.1	第1章 第1節3	実施計画等の進め方	4)「本施設の運営・維持管理の目的に限定し本組合が自由に使用できるものとする」とありますが、本施設を20年間運営することを目的に使用いただくことをお願いします。	ご意見として承ります。
21	質問・意見	2.1	第1章第1節3	実施設計等の進め方	貴組合へ提出した設計図書は、本施設の運営・維持管理の目的に限定した場合でも、当該図書には民間事業者のノウハウ等が含まれていることからその使用につき第三者へ開示されるときは、民間事業者と協議頂く事を希望致します。	ご意見として承ります。
22	質問・意見	2.2	第1章第1節4	変更	「・・・本組合の定める契約条項・・・」とありますが、ここでいう「契約条項」とは、今後示される事業契約書の条項を指すものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	質問・意見	2.4	第3節1	試運転	平成24年12月より、本組合が指定するごみを支障のない範囲内で受け入れとありますが、事業者の試運転計画で使用する分のごみを受け入れ、残りの発生分は既設施設で処理できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は、試運転計画において協議します。
24	質問・意見	2.4	第1章第3節1	試運転	試運転開始後の負荷運転に伴って、平成24年12月より、本組合が指定するごみを支障のない範囲内で受け入れ、搬入ごみ量にあわせて処理すること、このご指示ですが、事業者が試運転要領書に記載したごみ受入計画に従ってごみを受け入れ、搬入されたごみを処理するとの解釈でよろしいでしょうか。	通番23の回答を参照してください。
25	質問・意見	2.5	第1章第3節3 1)	本組合の負担	「・・・本組合の施設整備状況監視職員の人件費」とありますが、貴組合職員が使用される備品等についても貴組合にて負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	質問・意見	2.5	第1章第3節3 3)	建設請負事業者の負担	前項以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費が建設請負事業者の負担とありますが、本施設から電力供給される不燃ごみ処理施設及び周辺公共施設の電力は貴組合の負担との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	質問・意見	2.5	第1章第3節3 3)	建設請負事業者の負担	焼却残さのエコセメント化施設までの輸送費及び二つ塚処分場までの輸送費が建設請負事業者の負担となっておりますが、試運転期間中の運搬業務を貴組合の許可業者に委託することは可能でしょうか。もし不可能であるならば、建設請負事業者が自ら焼却残さ等の輸送も実施することとなりますが、当該運搬業務について、トラックリース（運転手付）にて行った場合は、廃掃法上の再委託に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	建設期間中は処理委託ではないので、再委託にはならないと判断します。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
28	質問・意見	2.6	第4節1	予備性能試験	「性能が発揮されない場合は、建設請負事業者の責任において対策を施し、引き続き再試験を実施」とありますが、再試験は性能が発揮されなかった項目のみでよろしいでしょうか。	項目にもよりますが、原則、再度、予備性能試験を実施していただきます。
29	質問・意見	2.7	第1章第4節2 2)(1)	緊急作動試験	緊急作動試験の試験時間は10分間程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	質問・意見	2.7	第1章第4節2 2)(1)	緊急作動試験	非常停電(受電、自家発電などの一切の停電を含む)、とありますが、非常用発電機の停止については除外(非常用発電機は使用)と考えてよろしいでしょうか。 (非常用発電機の停止が含まれる場合、機器冷却水高置水槽が必要と考えますが、添付資料7給水設備フローは圧送方式と考えられます。)	非常用発電機の停止も含まれます。 機器冷却水は、機器冷却水高置水槽から供給するものとします。
31	質問・意見	2.8	第1章第4節2 2)	性能保証事項	「(参考):引渡性能試験方法」において、放流水の測定回数として「3回以上」とありますが、「試験期間当り3回以上」との解釈でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項(要求水準書)で示します。
32	質問・意見	2.9	第1章第4節2 2)	性能保証事項	「(参考):引渡性能試験方法」において、焼却灰の測定回数として「2回以上」とありますが、「試験期間当り2回以上」との解釈でよろしいでしょうか。	通番31の回答を参照してください。
33	質問・意見	2.9	第1章第4節2 2)	性能保証事項	「(参考):引渡性能試験方法」において、処理灰の測定回数として「2回以上」とありますが、「試験期間当り2回以上」との解釈でよろしいでしょうか。	通番31の回答を参照してください。
34	質問・意見	2.12	第1章 第5節1 2)(1)	かし担保	「第10節4 予備品及び消耗品」の項で「消耗品は1年間に必要とする数量を納入すること。」とあります。 (1)プラント工事関係の消耗品のうち、「組合殿と請負事業者が協議の上、別に定める消耗品についてもこの限りでない。」とありますが、1年間分以上の消耗品を必要とする機器として、どのようなものを想定されているのでしょうかご教示をお願いします。	消耗品については別に定めるので、本項に該当しないということの意味しています。
35	質問・意見	2.14	第1章 第6節1	機械設備工事	不燃ごみ資源化施設の設計図等必要に応じて情報の提供をお願いします。	必要に応じて対応(閲覧可能)します。
36	質問・意見	2.14	第1章 第6節2	電気・計装 設備工事	不燃ごみ資源化施設及び周辺公共施設への供給を計画するために、電源種及び必要容量(非常用電源の有無も含めて)をご教示をお願いします。	詳細は、募集要項(要求水準書)で示します。
37	質問・意見	2.14	第1章第6節2 1)	電気・計装 設備工事	「不燃ごみ資源化施設及び周辺公共施設への供給電線工事を含む」とありますが、各施設の設備容量・供給電圧・供給数量・施工上の責任分界点をご提示頂けないでしょうか。	通番36の回答を参照してください。
38	質問・意見	2.17	第1章 第7節2	契約設計図書	契約設計図書の内容は基本設計図書(入札書類)と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	質問・意見	2.23	第1章 第10節5	本要求水準書 に対する質問	入札公告後にも必要に応じて質疑回答いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	質問・意見	2.27	第2章第2節1 4)	付属機器	「カード及びリーダーポスト」とありますが、カードの作成数量をお示し下さい。また、運営事業期間中にカードの追加発行が必要となった場合の費用については、貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	カードは1,200枚以上作成してください。 なお、運営事業期間中にカードの追加発行が必要となった場合は、組合が負担します。
41	質問・意見	2.27	第2章第2節2 2.1 5)	プラットフォーム	梁下(有効)9m以上というのは、出入口扉高さ5m以上ということから、投入扉前だけと解釈してよろしいでしょうか。	プラットフォーム内(全体)とします。
42	質問・意見	2.28	第2章第2節2 2.2	プラットフォーム	プラットフォーム出入口扉数量2基(出入口各1基)となっておりますが、出入口扉を1基にしてもよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
43	質問・意見	2.28	第2章第2節2 2.2 4)	プラットフォーム	「防臭対策のため、出入口扉と出口扉が同時に開放されないこと」とありますが、ごみ搬入車両集中時には渋滞を招く原因になりますので、「ごみ搬入車両集中時を除いて出入口扉が同時に開放されないこと」としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
44	質問・意見	2.30	第2章第2節4 4)	ごみピット	ごみ搬入車両の転落防止対策とは2.28(7)の「ごみ搬入車転落防止用の車止め」に加えて、転落防止バーを設置するものと考えてよろしいでしょうか。	車止めに加えて転落防止装置も設置してください。 なお、人の転落防止対策についても検討してください。
45	質問・意見	2.30	第2章 第2節5	ごみクレーン	「第1編 第2節 1 ごみ焼却能力」の項でごみの見掛け比重が「0.2」との記載がありますが、ごみクレーンの設計は、本項に記載の数値を採用するものと考えて宜しいでしょうか。	定格荷重算出用 0.35 t/m ³ 、稼働率算出用 0.2 t/m ³ に修正します。
46	質問・意見	2.31	第2章第2節7 4)	脱臭装置	容量は換気回数2回/h以上とのご指示ですが、焼却炉が1炉運転時には、ごみピットから燃焼空気を吸引しても1回/h換気程度にしかありません。従って通常時から、プラットフォームおよびごみピットからの臭気漏出対策を十分に施すことにより、休炉時についても脱臭装置の容量は1回/h換気分とすることを提案します。	ご意見として承ります。
47	質問・意見	2.31	第2章第2節8	薬液噴霧装置	薬液の種類は消臭剤をお考えでしょうか。	各社の提案とします。
48	質問・意見	2.34	第2章第3節3	焼却炉本体	3.1 5)設計基準 (6)広幅の階段の幅には、第2編 第2章 第1節 2 1)の主要部幅1200mm以上を適用すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	質問・意見	2.34	第2章第3節4	助燃装置	燃料として、焼却炉のバーナおよび予備ボイラには都市ガスを使用し、非常用発電機のみ灯油を使用するものとした場合、灯油の貯留量が指定数量である1,000L以下であれば、助燃油貯留槽および移送ポンプを省略し、灯油は非常用発電機のサービスタンクに貯留するものとしてよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
50	質問・意見	2.38	第2章第4節6	ボイラ用薬液注入装置	清缶剤、脱酸剤、復水処理剤とありますが、維持管理性に優れ、人体に有害なヒドラジンを含まない安全な1液タイプ(清缶剤、脱酸剤、復水処理剤が一体となったタイプ)を採用してよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
51	質問・意見	2.41	第2章第4節 1 3	純水装置	1日当たりの純水製造量は、ボイラ1基分に対して20時間以内に満水保圧できる容量とすること、とのご指示ですが、純水タンクの貯留分と純水装置の製造能力を合わせてご指示の容量が確保できればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
52	質問・意見	2.42	第5節1	減温塔	減温塔の設置は必須のご指示でしょうか、ボイラにより集じん温度まで減温する方式も認められるか教示下さい。	各社の提案とします。
53	質問・意見	2.43	第2章第5節2	ろ過式集じん器	誘引通風機入口ダンパ等により、炉圧制御を行います。したがって、集じん器に誘引通風機の全圧がかかることがないため、運転圧力を考慮し、適切な設計圧力を設定いたしますが、よろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
54	質問・意見	2.43	第2章第5節2	ろ過式集じん器	定格運転とは、高質ごみ時の排ガス量による運転と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	質問・意見	2.44	第2章 第5節3	有害ガス除去設備	3.1.1乾式法 4)設計基準 (2)(3)の各実績について、サンプリングデータも含むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	質問・意見	2.44	第5節3	3.1.1乾式法	4)設計基準(2)及び(3)において、運転実績や使用実績を提示することとなっておりますが、どの程度の実績を提示すればよろしいでしょうか。	乾式法単独で本計画の基準値が安定してクリアできていると判断できるもので、例えば、排ガス濃度の連続チャート(1日のトレンド)、日報、薬品使用量などの実績です。
57	質問・意見	2.45	第2章第5節 3.1.2	湿式法	減湿用冷却塔を設置する場合、形式は密閉式を採用するものと考えてよろしいでしょうか。	間接冷却の場合は、開放式も可とします。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
58	質問・意見	2.45	第2章第5節 3.1.2	湿式法	湿式排水処理後の排水を下水道放流する際、排水量や排水中の塩類濃度に制限がありましたらご教示願います。	下水道法施行令及び調布市下水道条例に定める排除基準以下とします。なお、排水量や排水中の塩類濃度について制限はありません。
59	質問・意見	2.48	第6節2	場外熱供給設備	供給温水温度40以上とありますが、想定されている循環温水の温度を教示下さい。また、想定されている場外熱供給フローを提示下さい。	40（熱交換器出口）を想定しています。
60	質問・意見	2.48	第6節2	場外熱供給設備	直接温水を供給するとありますが、日最大供給量（t/日）、時間最大供給量（t/h）、供給先の用途を教示下さい。また、プラント停止時のバックアップ用の熱源、水源は場外施設側で持っていると考えてよろしいでしょうか。	供給熱量は5GJ/h相当分です。日最大供給量、供給先の用途など、場外熱供給の計画は現在未確定です。なお、プラント停止時のバックアップ用の熱源、水源についてはご理解のとおりです。
61	質問・意見	2.48	第2章第6節 2.1	場外熱供給設備	供給温水温度40以上とは、新焼却施設北東部敷地境界における取合点での温度と考えてよろしいでしょうか。	熱交換器出口の温度とします。
62	質問・意見	2.48	第2章第6節 2.2	給湯用温水設備	浴槽用温水との記述がありますが、要求水準書にはシャワー室の記載がなく、浴槽の記載はありません。シャワー用温水と解釈してもよろしいでしょうか。	運営事業者用の浴室も必要としない場合には、ご理解のとおりです。
63	質問・意見	2.50	第2章第7節1	押込送風機	風量制御(回転数制御)方式、との記載がありますが、制御性やライフサイクルコスト等を考慮して風量制御方式は事業者側で選定してもよろしいでしょうか。	省エネルギー性も考慮して、回転数制御としてください。
64	質問・意見	2.51	第2章第7節4	風道	風速は12m/s以下とのご指示ですが、経済性や配置計画を考慮して、風速については事業者側で自由に設定してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
65	質問・意見	2.52	第2章 第7節7	煙突	排気筒を計画するために隣接の不燃ごみ資源化施設内の換気装置の排気量をご提示願います。	募集要項（要求水準書）で示します。
66	質問・意見	2.52	第7節7	煙突	煙突外筒幅が煙突高さの1/10以上とありますが、外筒の形状（正方形、長方形等）の指定はあるでしょうか。長方形の場合は長い方の辺が10m以上あればよいでしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
67	質問・意見	2.52	第7節7	煙突	不燃ごみ資源化施設からの排気ダクトつなぎ込み工事に関して、取り付け位置、取り付け形状、排気の風量、温度等について教示下さい。	募集要項（要求水準書）で示します。
68	質問・意見	2.52	第2章第7節7	煙突	「外筒鉄筋コンクリート（丸形円筒）」とありますが、丸形円筒であれば建物一体形の鉄骨造としてもよろしいでしょうか。	独立煙突で計画してください。
69	質問・意見	2.52	第2章第7節7	煙突	100m煙突となりますと、独立煙突の場合大規模工作物となります。その基礎（地下フーチン）の大きさを考慮致しますと、添付資料1の敷地内配置計画図のように、工場建屋に近接して設置する事は難しいと考えられます。煙突を排気筒方式としてもよろしいでしょうか。	通番68の回答を参照してください。
70	質問・意見	2.52	第2章第7節7	煙突	内筒の材質としてステンレス鋼とのご指示ですが、排気筒(臭突)については腐食性がないためSS400+錆止め塗装としてよろしいでしょうか。	排気筒(臭突)については、各社の提案とします。
71	質問・意見	2.53	第8節1	灰冷却装置	半湿式法のご指定ですが、湿式コンベヤ方式でもよろしいでしょうか。	含水率50%以下を満足する計画であれば認めますが、灰搬出量が出るだけ少なくなるように計画してください。
72	質問・意見	2.53	第8節1	灰押出装置	灰押出装置の本体厚さは、ウェアリングプレートを含め16mm以上とし、当社で最適な厚さを決定して宜しいですか。	要求水準書（案）のとおりとします。
73	質問・意見	2.53	第2章第8節1	灰冷却装置	材質として本体16mm厚以上のステンレス鋼板製とのご指示ですが、本機器は灰に水を添加して使用するため、灰中の塩素イオンが水に溶解してステンレス鋼と接触することで、溶接部やボルト締付部など引張残留応力がある場所で応力腐食割れが発生し、また装置本体とウェアリングプレートの間では隙間腐食が発生します。材質は事業者の経験により選定させていただけないでしょうか。	各社の提案とします。
74	質問・意見	2.54	第8節6	鉄分貯留パンカ	2炉運転基準ごみ時で何日分確保すればよいでしょうか。また、ビット方式でもよろしいでしょうか。	各社の提案とします。ただし、貯留容量は、10tダンプ車2台分程度とします。
75	質問・意見	2.54	第2章第8節6	鉄分貯留パンカ	容量は10tダンプ車2台分程度とのご指示ですが、3.12頁には金属類の搬出車両は4トラックとするとのご指示になっており、4トラックなら5台分の容量となります。4トラックでの搬出を考慮したパンカの基数や分割を考慮する必要がありますでしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
76	質問・意見	2.54	第2章第8節6	鉄分貯留パンカ	鉄分の貯留方式について、ビット方式として灰クレーンにより搬出車両へ積み込む方式としてもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
77	質問・意見	2.54	第2章第8節8	灰クレーン	配置計画上横行が不要な場合、実績のあるモノレールクレーンを採用してもよろしいでしょうか。その場合、安全通路については安全規則、法規等に準拠した点検歩廊を設けることでよろしいでしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
78	質問・意見	2.55	第2章第8節8	灰クレーン	本項の操作方式は〔提案による〕とのご指示ですが、2.75(第2編 第2章 第12節 2.3)自動制御機能)に(6)灰クレーン運転制御の記載があります。灰クレーンの操作方式は、事業者の判断としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	質問・意見	2.56	第8節10	飛灰貯留槽	2炉運転基準ごみ時で何日分確保すればよいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。 (ジェットパッカー車：10t車2台分)
80	質問・意見	2.60	第2章第9節2	水槽類仕様	機器冷却水、雨水及び再利用用水の高置水槽は必要に応じて設置とのご指示ですが、プラント用水高置水槽の可否についても、事業者の判断としてよろしいでしょうか。	停電時にも一定量供給できるようにプラント用水高置水槽を計画してください。
81	質問・意見	2.61	第2章第9節4	機器冷却水冷却塔	機器冷却水高架水槽一体型とありますが、この高架水槽と、水槽類仕様に記載の機器冷却水高置水槽とは別ものとの解釈でよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
82	質問・意見	2.62	第2章第10節 1	洗車排水	洗車台数について、2.28頁に記載の1日搬入台数190台(標準)に対し、3回搬入毎に洗車するものとし、約60台としてよろしいでしょうか。	約190台(標準)で計画してください。
83	質問・意見	2.69	第2章第11節 3.1)	受電設備	閉鎖自立形の電力監視盤は設置せず、計装システムのオペレータコンソールの画面にて、電力・計装プロセス・警報等を一括監視するような計画としてよろしいでしょうか。	設置する計画としてください。
84	質問・意見	2.70	第2章第11節 3.3)	受電設備	周辺施設用動力主幹盤に関して、「数量は提案による」とありますが、供給電源電圧、必要供給数量・必要電源容量については、具体的にご提示頂けないでしょうか。	募集要項で示します。
85	質問・意見	2.70	第2章第11節 3.2)	受電設備	非常用発電機の力率は80%(遅れ)が標準となっていますので、80%で計画してよろしいでしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
86	質問・意見	2.72	第2章第11節 4	タービン 発電設備	発電機室に設置する発電機監視盤と発電機遮断器盤・励磁装置盤は、同一の閉鎖自立盤で計画してもよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
87	質問・意見	2.78	第2章第12節 4.1)	制御装置 (中央制御室)	閉鎖自立型の中央監視盤は設置せず、大型モニタをオペレータコンソールの前面に設置して、電力・計装プロセス・警報等を全て一括監視するような計画としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
88	質問→意見	2.79	第2章第12節 53)	事務用データ処理端末	「本装置は、事務室での運転管理用に・・・」とありますが、貴組合の事務室にも本装置を設置するとの解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	質問→意見	2.81	第2章第13節 1	雑用空気圧縮機	数量2基とありますが、容量によっては数量3基とし、1基共用予備としてもよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
90	質問→意見	2.85	第2章第13節 104)	公害モニタリング装置	「管理事務室」とありますが、「組合殿の事務室」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	質問→意見	2.88	第3章 第2節1	全体計画	1)設計方針 (8)見学場所 (9)屋上緑化、について屋上緑化を計画しない場合は不用との理解で宜しいでしょうか。	通番16の回答を参照ください。
92	質問→意見	2.89	第3章第2節 11)(8)	見学者通路	見学者通路の通路幅は3m以上とのご指示ですが、限られたスペースを有効に使うことを考慮して、主要通路については3m以上、その他の通路については車椅子どうしのすれ違いを考慮して有効2m以上としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
93	質問→意見	2.91	第3章第2節1 2)(6)	通風設備室	通風設備室について、誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、油圧ポンプ、その他の騒音発生機械は、原則として専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講ずる、とのご指示ですが、1.15頁、1.16頁では、必要に応じて防音構造の室内に収納、という表現となっています。専用の室に収納する必要があるかどうかは事業者の判断としてよろしいでしょうか。	誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、油圧ポンプは原則専用室とし、その他の騒音発生機械は、必要に応じて防音構造の室内に収納する計画とします。
94	質問→意見	2.92	第3章 第2節1	全体計画	3)管理部門平面計画 (2)「プラットホーム屋上は、造園・植栽（自動灌水式）を計画する」とありますが、屋上緑化は自由提案との理解で宜しいでしょうか。	通番16の回答を参照ください。
95	質問→意見	2.92	第3章第2節1 3)	管理部門平面計画	「プラットホーム屋上は、造園・植栽（自動灌水式）を計画する。」とありますが、屋上緑化はプラットホーム部分で屋根面積の20%以上と考えてよろしいでしょうか。	通番16の回答を参照ください。
96	質問→意見	2.93	第3章第2節2 1)(4)	基本方針	「煙突は、構造計算のほか、地震応答解析を行い、安全性を確認する。」とありますが、建物一体形鉄骨造煙突とした場合は、建物とみなされるため煙突単独での地震応答解析は不要と考えてよろしいでしょうか。	通番68の回答を参照してください。
97	質問→意見	2.95	第3章 第2節2	構造計画	4)一般構造 (5)建具 「ガラスは十分な強度を有し、台風時の風圧にも耐えるものとする」とありますが、具体的な基準をご提示をお願いします。	各社の提案とします。（気象の状況より判断してください。）
98	質問→意見	2.95	第3章第2節4	建築仕様	室内仕上について、工場棟建築内部仕上げ表のとおりとする、とのご指示ですが、当該仕上げ表を参考に、事業者でより適切であると判断した場合は変更も可能でしょうか。	ご意見として承ります。
99	質問→意見	2.96	第3章 第2節4	建築仕様	1)工場部門 (6)共通事項 「積雪時や厳寒時を考慮する」とありますが、具体的な基準をご提示をお願いします。	気象の状況より判断してください。
100	質問→意見	2.97	第3章第3節2 1)(4)	構内道路および駐車場	本事業においては、運転職員用、来客用、身障者対応用及び大型バス用の駐車場を必要台数予定されておりますが、貴組合職員用は何台程度予定すればよろしいでしょうか。	組合職員用の駐車場は必要ありません。
101	質問→意見	2.98	第3章第3節2 4)	外構工事	ヒマラヤ杉の現状の状態(位置、本数等)がわかる資料をご提示いただけるのでしょうか。また、できる限り既存のヒマラヤ杉を残すものとする、とのご指示ですが、現況の位置にそのまま残す、あるいは植え替えのどちらをお考えでしょうか。	位置、本数等については、各社にて現地確認してください。なお、原則、現況の位置にそのまま残すものとします。
102	質問→意見	2.105	第3章第5節3 8)	防犯警備設備工事	警備設備は事務室に集約するものとありますが、事務室とは貴組合事務室との解釈でしょうか。貴組合事務室は24時間の管理態勢を取られていないと思慮致しますが、防犯警備情報は運営事業者が関与する必要がないとの解釈でしょうか。	要求水準書（案） 第3編 第7章 その他の要件 6 施設警備・防犯に記載のとおりとします。なお、警備については、中央制御室と事務室（組合事務室）の両方に出す計画としてください。
103	質問→意見	3.1		運営事業に係る事項	基発501号指針は改正されているのではないのでしょうか。	「基発0731001号」に修正します。
104	質問→意見	3.1		運営事業に係る事項	本事業のみを行うSPCを設立するため、運営を行う必要かつ十分な組織であることが予想されます。そのためISO14000を取得・維持する管理機能を抱える体制ではないため、取得は要求水準ではなく、提案事項として下さいますようお願いいたします。	ご意見として承ります。
105	質問→意見	3.1	第1章1	対象業務範囲	4)に記載される金属類の運搬先である再生事業者は決まっているのでしょうか。	入札により決定します。参考までに、現在、三鷹市環境センターでは栃木県小山市に運搬しています。
106	質問→意見	3.1	第1章1 3)	対象業務範囲	「・・・本施設を用いて行う処理対象物の処理に係る業務」とありますが、ここでいう「処理対象物」は「第1編 第2節 12)」に示された「処理対象ごみ」と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、広域支援等の協力を行う場合は別途協議するものとします。
107	質問→意見	3.2	第1章1	対象業務範囲	18)「その他、本施設の運営に必要な一切の業務」とありますが、想定される内容についてご教示ください。また、同内容については「その他、本施設の20年間の運営維持管理に必要とされる業務」と理解して宜しいでしょうか。	民間事業者が本施設の20年間の運営維持管理にあたり自主的に必要であると判断するもので、例を挙げると、SPCの会計報告、従業員の健康管理なども含まれます。
108	質問→意見	3.2	第1章1 10)、17)	対象業務範囲	「環境整備業務」と「環境管理業務」とありますが、それぞれに想定されている具体的な業務内容については募集要項公表時に御開示願います。	「環境整備業務」とは、作業環境の整備、敷地内における植栽管理及び道路清掃などを示します。また、「環境管理業務」とは、「要求水準書（案）第3章 環境に関する要件」に示す内容とします。
109	質問→意見	3.2	第1章1 13)	対象業務範囲	運営事業者は窓口における手数料徴収の代行のみであり、手数料の督促や後納料金の徴収等の業務は貴組合の所掌と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、毎月末に実施する許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務も含まれます。
110	質問→意見	3.4	第1章4 5)	公害防止協定の遵守	地元住民との公害防止協定をお示し下さい。	協定が締結され次第お示ししますが、今年の秋頃を予定しています。
111	質問→意見	3.4	第1章4 7)	本施設運営のための人員等	防火管理については、貴組合防火管理者の下、運営事業者が自ら定める防火管理体制において防火管理者を定めるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	質問→意見	3.4	第1章4 7)(1)~(17)	本施設運営のための人員等	法令等で必要のない有資格者については、必ずしも配置しなくても良いものと考えて宜しいでしょうか（例えば、安全管理者は「常時50人以上の労働者を使用する事業場」でない場合は配置義務はない等）。	各社の提案とします。
113	質問→意見	3.5	第1章4 8)	運営時のコーディネート	事業用地とは、添付資料1の建設地、添付資料2の事業実施区域と理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
114	質問→意見	3.5	第1章4 8)(2)	電気 電気以外のユー ティリティー	事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気の基本料金及び使用料金は運営事業者の負担とありますが、「本施設の運営時に必要となる電気」とは、本施設の運営に必要となる電気と解釈し、事業用地内(1)の本施設から電力供給される不燃ごみ処理施設及び周辺公共施設の運営に必要となる電気は運営事業者の負担範囲外と考えてよろしいでしょうか。 特に、発電設備停止中は本施設からの電力供給が停止します。その場合の電気料金の負担について明確にご教示願います。 同様に、事業用地において、本施設の運営時に必要となる電気以外のユーティリティーについても運営事業者の負担とありますが、「本施設の運営時に必要となる電気以外のユーティリティー」とは、本施設の運営に必要となる電気以外のユーティリティーと解釈し、事業用地内(1)の本施設以外の電気以外のユーティリティーは運営事業者の負担範囲外と考えてよろしいでしょうか。 ()事業用地内の定義が、添付資料1の建設地、添付資料2の事業実施区域との前提	詳細は、募集要項で示します。
115	質問→意見	3.5	第1章4	保険への加入	施設所有者が組合であり、火災保険等は事業者で付保できない項目もあります。組合側で付保する保険と事業者で付保する保険とで調整された要求水準書として下さいますようお願いいたします。	組合で付保する保険は募集要項で示します。
116	質問→意見	3.5	第1章4 9)	保険への加入	「火災保険」とありますが、火災保険は施設所有者である組合側にてご加入頂けるものと解釈してよろしいでしょうか。	通番115の回答を参照してください。
117	質問→意見	3.6	第1章4 13)(1)	事業期間終了の 引き継ぎ時に おける本施設 の要求水準	運営事業者が実施する、「事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するための第三者機関による性能確認検査」は、実施方針P278)(1)で規定される「施設の機能確認、性能試験」と同一のものと考えてよろしいでしょうか。 この場合、実施方針では「組合が実施する」とありますが、組合、運営事業者どちらが実施するのでしょうか。	実施方針P278)(1)で規定される「施設の機能確認、性能試験」と同一のものと考えます。 なお、事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するための第三者機関による性能確認検査は運営事業者が実施し、その検査結果について組合が確認します。
118	質問→意見	3.6	第1章4	事業契約終了条 件及び性能未達 時の対応	14)において、「大規模な設備の補修及び更新」とありますが、具体的な内容・範囲等についてご提示願います。	運営事業に係る事業期間(20年間)に定期的に発生する補修・更新以外のものです。
119	質問→意見	3.6	第1章4 14)	事業契約終了条 件及び性能未達 時の対応	「事業期間終了時において引き続き3年間は大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく、本性能要件を満たしながら運転できる状態にて引き渡すことを事業契約終了の条件とする。」とありますが、「大規模な設備の補修及び更新」の内容を具体的にご提示願います。 また、本項の遵守に際しては、事業期間終了以降、次期運営事業者により施設を適切に整備されていることが条件となります。	通番118の回答を参照して下さい。 なお、「また、本項の遵守に際しては、事業期間終了以降、次期運営事業者により施設を適切に整備されていることが条件となります。」については、ご理解のとおりです。
120	質問→意見	3.6	第1章4 14)	事業契約終了条 件及び性能未達 時の対応	本項で規定される「性能試験等」とは、前項で規定される「事業期間終了後も本施設を継続して使用することに支障のない状態であることを確認するための第三者機関による性能確認検査」と同一のものとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	質問→意見	3.6	第1章4 14)	事業契約終了条 件及び性能未達 時の対応	前段に「・・・事業期間終了時において引き続き3年間は大規模な設備の補修及び更新を行なうことなく、・・・」とあり、後段に「・・・事業期間終了後の1年間の運転期間中に、・・・性能未達が指摘された場合には、改修等必要な対応を行い、・・・」とあり、期間が異なります。 事業期間終了時に行なう第三者機関の確認試験に合格していれば、事業期間が終了してから1年経過後3年経過前に性能未達が指摘されても、運営事業者に対応責任は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	設計のかし、または、事業期間(20年間)の維持管理不良等に起因する場合で、事業期間終了時に行う確認試験で発見できなかった場合を考慮しています。
122	質問→意見	3.8	第1章5	その他の基本的 事項	7)(仮称)地元協議会への対応、とありますが、運営事業者が行うこととして想定される内容についてご提示願います。	協議会への同席、協議会資料の作成、組合による説明の補助などが想定されます。
123	質問→意見	3.8	第1章5 7)	(仮称)地元協議 会	(仮称)地元協議会の具体的な活動内容についてご教示願います。	通番110、122の回答を参照してください。
124	質問→意見	3.8	第1章5 7)	(仮称)地元協 議会への対応	「・・・必要に応じて本組合の指示のもと対応を図ること」とありますが、想定されております指示・対応についてご教示願います。	通番122の回答を参照してください。
125	質問→意見	3.8	第1章5 10)	事業期間満了時 の取扱いにつ いての協議	運営業務全般に係る指導とありますが、引継・指導に関する業務については、引継対象となる第三者に影響される部分が大きく、運営事業者の裁量のみで対処できうる事項ではありません。適正な引継計画の立案のため、また第三者の業務習得意識の向上を促すためにも引継期間等は予め限定されるべきと思慮致します。 付きましては、引継・指導業務に係る基準(引継時期・期間等)をお示し願います。	期間は、運転指導期間(3ヶ月)も含めて6ヶ月間を考えています。
126	質問→意見	3.8	第1章5 10)	事業期間満了時 の取扱いにつ いての協議	事業期間満了時の協議において、運営期間中の財務諸表ならびに費用明細を提出する旨のご指示がございますが、本資料は、弊社あるいは弊社グループの「原価」にて構成されており、本財務諸表を貴組合に対し提出することは可能ですが、仮に第三者に開示された場合、本事業のみならず、弊社の企業経営自体に影響を及ぼす恐れがあることから、第三者に開示する必要がある場合は、開示内容について協議させて頂ける様お願い致します。	必要に応じて協議します。
127	質問・意見	3.9	第2章1	搬入時間	搬入時間に関し、委託業者 8:00~18:00、0:00~5:00の時間帯の搬入が予定されていますが、8:00~18:00の時間帯、0:00~5:00の時間帯で収集されるごみの種類は同等と考えてよろしいでしょうか、収集内容に違いあれば教示下さい。	0:00~5:00の時間帯では可燃性粗大ごみの搬入がありませんが、それ以外、収集されるごみの種類は同等と考えてください。 (新ごみ処理施設整備実施計画(平成20年3月)のP.23を参照して下さい。)
128	質問→意見	3.9	第2章1	処理対象物の処 理	1)受入供給設備の運転管理 「毎月末に実施する委託業者及び許可業者を対象とした料金の請求書作成等の事務」が業務範囲となっておりますが、具体的な業務内容をご教示願います。	主に請求書の作成業務です。
129	質問→意見	3.9	第2章1 1)(1)	計量室における 計量と料金徴収 等	「ただし、今後、搬入時間の変更等があった場合・・・協力すること」とありますが、定常的に搬入時間が当初計画よりも増加する場合には、追加費用を貴組合にてご負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	質問→意見	3.9	第2章1 1)(1)	計量室における 計量と料金徴収 等	「さらに・・・料金の請求書作成等の事務も行うこと」とありますが、運営事業者の業務は請求書作成の事務のみで、請求書の送付・後納料金の徴収等の業務は貴組合の所掌と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	質問→意見	3.9	第2章1 1)(1)	計量室における 計量と料金徴収 等	搬入者の分類に応じて搬入時間帯が提示されておりますが、搬入者ごとの各時間帯における搬入車両の種類と台数をご教示願います。	搬入者の殆どが委託業者です。 時間別想定車両台数については別添資料3のとおりです。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
132	質問→意見	3.9	第2章1 1)(3)	処理不適合物の排除と返還	処理不適合物の除去については十分留意し、可能な範囲で努めますが、特にダンピングボックスに展開し、投入する直接搬入ごみ以外の収集ごみの不適合除去を完全に実施することは、現実的には困難です。 つきましては、本項にも「・・・処理不適合物について、搬入された一般廃棄物等から可能な限り取り除くよう努めること。」、 「・・・ごみビット投入後でも処理不適合物を選別し排除することが可能である場合には、ごみビットからの処理不適合物の排除を行うこと。」とご記載があるとおり、処理不適合物が起因する施設損傷、運転停止等のリスクは貴組合にてご負担頂ける様、配慮願います。	処理不適合物に起因する施設損傷、運転停止等のリスクについて、その原因が直接搬入ごみ（ダンピングボックスで対応）以外によるものであると、運営事業者により証明された場合は、組合のリスクとします。
133	質問→意見	3.10	第2章1	処理不適合物	処理不適合物貯留設備とありますが、どのような設備を想定されているか教示下さい。また、設置場所はどこを想定されているか教示下さい。	プラットフォーム内（収集・運搬車両等の動線を妨げない位置）で、一時的に貯留することが可能な貯留容器等を想定しています。
134	質問→意見	3.10	第2章1 1)(3)	処理不適合物の排除と返還	「運搬先は、・・・隣接の不燃物処理資源化施設」とあり、「なお、・・・運搬に要する費用は、運営事業者が負担すること」とあります。万が一、隣接の不燃物処理資源化施設で受け入れることが不可能となり、別の場所へ運搬する必要が生じた場合の費用は貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	質問→意見	3.10	第2章1 1)(4)	本組合が行う搬入検査への協力	搬入検査の頻度・検査対象台数をお示し下さい。	1～2回/月程度を想定しています。
136	質問→意見	3.10	第2章1 1)(7)	遺失物の調査	施設の安定運転に支障のない範囲での協力とさせて下さい。	ご理解のとおりです。
137	質問→意見	3.10	第2章1 2)(2)	燃焼設備の運転管理	運転を開始（炉の立ち上げ）する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させ、炉温が850 以上となった時点からごみを投入すること、とご指示ですが、ごみのない状態でバーナ専焼により850 まで昇温する場合、バーナ火炎によりごみホッパや火格子が焼損する恐れがあります。立上げ中の排ガスは、バグフィルタに通ガスすることにより有害ガスの除去が可能です。また、立上げ中に発生するダイオキシン類はボイラ付着ダスト上での再合成によるものが主因であり、ごみ投入時の炉内温度の影響は少ないものと考えております。以上の理由から、機器の延命化やバーナ燃料の使用量削減、メンテナンスコスト低減のため、ごみを投入する時点の炉内温度については事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
138	質問→意見	3.11	第2章2	エネルギー利用	隣接公共施設の電力需要、場外熱供給、加えてごみ量やごみ質が変動すると発電量、同時に売電量は大きく変動します。また、買電量にも影響し、非常に複雑な関係の中で組合殿と事業者との間の合理的な分配方法とはどのように想定すれば宜しいのでしょうか。その際のごみ処理の委託料の支払われ方も併せてご教示お願いします。	募集要項（契約書案）で示します。
139	質問→意見	3.11	第2章2	エネルギー利用	2)電力供給 売電収入は貴組合と運営事業者において合理的な方法により分配するとありますが、方法についての具体策及び提案者をご教示願います。	通番138の回答を参照してください。
140	質問→意見	3.11	第2章1 4)(1)	排ガス処理設備の運転管理	「・・・生活環境上の支障が生じないように・・・」とありますが、本要求水準書を満足することで当該条件を満たしているとの解釈でよろしいでしょうか。	機器等の故障による排ガスの漏洩等がなければ、ご理解のとおりです。
141	質問→意見	3.11	第2章2 2)	電力供給	本施設により発電し、本施設内で利用した後の余剰電力は貴組合に帰属し、不燃ごみ処理施設、周辺公共施設及び電力会社等への売却は貴組合が行うとのことですが、運営事業者に対し、一定量の電力供給義務を規定し、供給施設側の電力使用量の変動リスクは貴組合にてご負担いただけたらとお考えでしょうか。 運営事業者の電力供給責任範囲をご教示願います。	募集要項（契約書案）で示します。
142	質問→意見	3.11	第2章2 2)	電力供給	試運転期間中の建設請負事業者あるいは運営事業者への電力収入の分配についてご教示願います。	募集要項（契約書案）で示します。
143	質問→意見	3.11	第2章2 4)	熱供給等	将来、貴組合の計画に基づき熱供給を開始した際に、追加工事等が必要となった場合の費用は貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	質問→意見	3.12	第2章4	金属類再生業者	組合殿が指定の再生業者まで運搬を行うこととなっておりますが、再生業者の場所を教示ください。	通番105の回答を参照してください。
145	質問→意見	3.12	第2章4	焼却残さ等の貯留、運搬及び処理・処分	2)金属類 再生業者まで運搬することとなっておりますが、処理対象ごみやごみ組成から量の想定ができません。想定可能な資料を提示願います。	通番105の回答を参照してください。 参考までに、三鷹市環境センターの平成19年度実績では、ごみ焼却量が約40,000t/年で、金属類は約140t/年です。
146	質問→意見	3.12	第2章4	焼却残さ等の貯留、運搬及び処理・処分	運搬業務について、トラックリース(運転手付き)にて運営事業者が行った場合、廃掃法上の再委託に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	再委託に該当します。
147	質問→意見	3.12	第2章4 1)	焼却灰及び飛灰	「焼却灰及び飛灰の搬入先であるエコセメント化施設が故障等により稼働停止になった場合には、焼却灰及び薬剤処理後の飛灰処理物は一緒に二ツ塚処分場に搬入するものとする。」とありますが、エコセメント化施設が故障等により、緊急時用の飛灰処理設備を稼働させることにより、発生する用役費等は貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。 事業者が上記故障等の頻度を予測・把握することは困難です。	組合の負担とします。
148	質問→意見	3.12	第2章4 1)	焼却灰及び飛灰	飛灰処理物は4～10tトラックで運搬すれば宜しいでしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
149	質問→意見	3.12	第2章4 2)	金属類	貴組合が指定する再生業者までの運搬距離をお示し下さい。また、運営期間中に、搬入先の変更が生じ、運搬費用が上昇した場合は貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。	通番105の回答を参照してください。 なお、搬入先の変更が生じ、運搬費用が上昇した場合も組合は負担しません。
150	質問→意見	3.14	第2章6	施設の補修・更新	「運営事業者は事業期間終了後においても・・・」とありますが、事業期間終了後も運営事業者が指示する適正な運転・維持管理が実施されていることが前提であるとして頂けないでしょうか。	運営事業者が指示する適正な運転・維持管理が実施されていることが前提とします。
151	質問→意見	3.15	第2章9 7)	緊急時の対応	「本組合が実施する訓練等に参加、協力」とありますが、想定されている訓練の規模・内容等をご教示下さい。また、施設の安定運転に支障のない範囲での協力と理解してよろしいでしょうか。	一般的な火災避難訓練などを想定しています。 また、施設の安定運転に支障のない範囲で協力いただくこととします。
152	質問→意見	3.15	第2章10 1)	広域支援等の協力	「本組合が行う広域・相互支援等へ協力すること」とありますが、ごみ処理の相互支援により、本施設に搬入される他自治体のごみについては、1.8頁2)計画ごみ量及び質に規定されるごみの種類及び組成に準じるものとし、逸脱する場合は別途対応について協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	質問→意見	3.15	第2章10 1)	広域支援等の協力	当該支援により発生する追加費用については貴組合にてご負担頂けると理解して宜しいでしょうか。また、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」に基づき、当該支援には人的な支援は含まれないものと解釈して宜しいでしょうか。	計画ごみ量、計画ごみ質を逸脱する場合は、協議を行います。 なお、人的な支援は含みません。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質 疑 内 容	回 答
154	質問→意見	3.16	第3章1	運営中の計測管理	稼働初期から安定操業期への移行のタイミングについては、分析データの経時変化をもとに、本組合と協議の上、決定する、との記載がありますが、表3-4(1)には稼働初期と安定操業期の計測頻度の区別がありません。今後、当該区分が提示されるのでしょうか。	分析項目の削減は考えていません。
155	質問→意見	3.17	第3章1	表3-4(1)	焼却飛灰のダイオキシン類計測地点がBF出口となっておりますが、飛灰搬出装置出口と解釈してもよろしいでしょうか。	各炉別にサンプリングを実施していただきます。
156	質問→意見	3.17	第3章1	表3-4(1)	ご指示の「本施設の運営に係る計測項目」以外に、別途、組合、市、都等へ提出する必要がある計測項目で、運営事業者が実施する必要がある計測項目があればご教示願います。	法令変更等により追加となった場合には、別途協議します。
157	質問→意見	3.17	第3章1	表3-4(1)	表3-4(1)の煙突排ガスの計測管理項目は1.11の公害防止基準であり、鉛、亜鉛、カドミウムについては対象外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
158	質問→意見	3.18	第3章1	表3-4(1)	表3-4(1)において、作業環境のダイオキシン類の頻度が「1回/6ヶ月」となっており、年2回の頻度になるものと思料致しますが、この場合、1回目は公定法による分析を行い、2回目は1回目の測定結果（D値）を用いた計測としても宜しいでしょうか。	ダイオキシン類濃度によります。
159	質問→意見	3.18	第3章1	表3-4(1)	表3-4(1)において、作業環境のダイオキシン類の測定箇所が10区域とされていますが、事業者の提案によることでよろしいでしょうか。	要求水準書（案）のとおりとします。
160	質問→意見	3.21	第4章4 1)	環境管理報告	「環境管理保全計画書」「環境管理報告書」とありますが、どのような内容を想定されておられるのでしょうか。ご教示願います。	環境管理保全計画とは、公害防止基準、公害防止計画（測定項目・方法・測定頻度・測定時期等を定めたもの）、作業環境基準、作業環境管理計画（測定項目・方法・測定頻度・測定時期等を定めたもの）などについて定めたものを想定しています。また、環境管理報告書とは、環境管理保全計画の公害防止計画及び作業環境管理計画に基づいて実施する各種測定の実施状況についての報告書を想定しています。
161	質問→意見	3.24	第5章4 1)	労働安全衛生・ 作業環境管理	法令等の改正による費用増加に対する対応が示されていますが、労働安全衛生・作業環境管理に限らず、法令等の改正により追加費用が発生する場合は、契約金額の見直しについて協議を行って頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	質問→意見	3.27	第7章7 2)	住民対応	「本組合が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。」とありますが、当該協定等についてご教示願います。	通番110の回答を参照してください。
163	質問→意見	3.28	第8章2	運営管理状況の モニタリング	御組合が必要と判断される基準・頻度等についてご教示お願いします。	募集要項で示します。
164	質問→意見	3.28	第8章2	運営管理状況の モニタリング	「第三者機関による運営管理状況のモニタリング」とありますが、モニタリングに要する費用は貴組合負担と理解して宜しいでしょうか。仮に運営事業者負担とされる場合は、「モニタリングが必要と判断する基準」をお示し下さい。	募集要項で示します。
165	質問→意見	3.31	別紙3	水関係のフロー	表中の「管理部門（ふじみ衛生組合）」とは、今回工事において整備される、貴組合管理部分と考えてよろしいでしょうか。また、貴組合管理部門で使用される上水及び貴組合管理部門から排出される下水の料金は貴組合所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、組合管理部門で使用する上水及び組合管理部門から排出される下水の料金も運営事業者の負担とします。
166	質問→意見	3.32	別紙4	電気関係のフ ロー	周辺施設への給電条件（電圧、容量）等を提示下さい。	募集要項（要求水準書）で示します。
167	質問→意見	3.32	別紙4	電気関係のフ ロー	表中の「管理部門（ふじみ衛生組合）」とは、今回工事において整備される、貴組合管理部分と考えてよろしいでしょうか。また、貴組合管理部門及び周辺施設で使用される電気量の変動リスクは貴組合のご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、組合管理部門で使用される電気量の変動リスクは運営事業者の負担とします。また、周辺施設については、募集要項で示します。
168	質問→意見	-	添付資料9	建築仕上げ表	更衣室（現場用）とは貴組合職員が現場用の作業服等に替えるための室でしょうか。	募集要項（要求水準書）で示します。
169	質問→意見	-	添付資料10	建築設備リスト	換気回数について、冷暖房を行う室については1回換気程度としてよろしいでしょうか。	各社の提案とします。
170	質問→意見	-	-	-	既存構造物の撤去は全て別途工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、地中埋設物が大量に発生した場合には、別途協議します。
171	質問→意見	-	-	委託費の算出	ごみ処理量の変動に伴う委託費の補正を可能にするため、委託費の算出に際しては固定費と変動費による2部料金制を採用して頂くことを希望致します。2部料金制は、年間ごみ処理予定量を規定した上で、変動費単価（円/ごみt）を決めておくことで、ごみ量の増減に対応した委託費を「変動費（ごみ量×変動費単価）+固定費」として設定することが可能です。なお、ごみ処理量に従い増減する薬品の使用量とは異なり、必ずしもごみ処理量の増減に比例して変動しない電力量は、上記の変動費の設定とは別に運転炉数も考慮した補正が必要であると考えております。 さらに、ごみ質の変動に伴い、委託費を補正して頂く事を希望致します。委託費のうち変動費の要素としては前述のごみ量に加え、ごみ質（低位発熱量）が大きなポイントとして上げられます。2部料金制を採用した場合、変動費単価の決定ポイントは、ある一定のごみ質時にかかる用役使用量・発電量を採用することとなるため、計画ごみ質の範囲内であった場合でも、高質ごみ時には用役使用量が増大し、低質ごみ時には助燃量の増大・発電量の減少が発生します。 固定費：人件費、維持補修費等 変動費：用役費等	募集要項で示します。

要求水準書（案）に関する質問・意見書への回答

番号	項目 (どちらかに取消線)	頁	項目番号	項目名	質疑内容	回答
----	------------------	---	------	-----	------	----

【添付資料1】

建設工事 工程表(案)

年 度	平成21年度			平成22年度									平成23年度	平成24年度						
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			9	10	11	12	1	2
建設工事																				
建屋高さ制限に係る作業 特例の許可(高さ制限)																				
実施設計																				
建築確認申請																				
建築工事準備期間																				
建設工事 諸官庁への許認可申請																				

【添付資料2-1】

平成17年度 ごみ質分析結果(三鷹市環境センター)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
採取日		13日	11日	1日	6日	30日	14日	12日	4日	7日	11日	27日	1日	
天候		晴	晴	晴	くもり	晴	晴	晴	晴	晴	晴	くもり	雨	
見かけ比重		133	138	162	129	240	134	249	114	132	183	145	139	158
三成分	全水分 %	43.8	41.9	50.8	36.3	48.1	43.9	53.6	37.4	38.1	53.6	33.8	48.1	44.1
	可燃分 %	51.7	53.9	45.4	58.8	45.1	53.7	41.4	56.0	57.8	42.7	52.7	45.3	50.4
	灰分 %	4.5	4.2	3.8	4.9	6.8	2.4	5.0	6.6	4.1	3.7	13.5	6.6	5.5
	合計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
物理組成	紙類 %	50.2	50.6	41.9	45.4	44.6	54.1	32.1	38.6	36.1	47.3	44.0	50.5	44.6
	厨芥類 %	16.2	25.2	17.8	9.7	9.6	15.4	27.4	4.6	5.2	18.1	6.5	23.1	14.9
	布類 %	4.9	0.5	5.9	32.6	12.1	4.2	2.5	10.8	10.5	12.2	2.5	6.2	8.7
	草木類 %	4.7	8.6	4.6	2.0	12.2	6.1	9.2	16.2	18.3	4.9	18.6	1.4	8.9
	プラスチック類 %	18.7	7.7	19.1	6.7	12.5	17.8	19.8	21.7	20.8	11.9	12.6	16.0	15.4
	ゴム類 %	0.2	2.0	5.2	0.2	0.1	0.2	0.2	4.1	1.3	0.7	3.3	0.2	1.5
	その他 %	2.2	5.0	3.6	0.9	3.2	1.2	3.7	2.4	6.1	2.9	3.6	1.9	3.1
	金属類 %	2.2	0.4	1.5	2.5	0.8	1.0	5.1	0.4	0.8	1.8	4.7	0.7	1.8
	ガラス類 %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	1.2	0.2	0.0	0.1	0.0	0.2
	セトモノ・砂・石類 %	0.7	0.0	0.4	0.0	4.6	0.0	0.0	0.0	0.7	0.2	4.1	0.0	0.9
	合計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高位発熱量 kcal/kg	2,569	2,481	2,497	2,758	2,360	2,811	2,256	3,495	3,745	1,971	2,990	2,754	2,724
	低位発熱量 kcal/kg	2,158	2,081	2,044	2,391	1,880	2,400	1,785	3,122	3,367	1,501	2,550	2,317	2,300

業者測定

業者測定

【添付資料2-2】

平成18年度 ごみ質分析結果(三鷹市環境センター)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
採取日		12日	10日	7日	6日	25日	6日	4日	1日	6日	10日	21日	7日	
天候		雨	雨	晴	くもり	晴	雨	くもり	晴	晴	晴	晴	晴	
見かけ比重		131	142	156	219	220	122	145	81	82	185	171	60	143
三成分	全水分 %	19.0	43.3	45.1	54.5	42.4	35.0	50.6	35.9	51.6	46.4	45.7	23.9	41.1
	可燃分 %	64.1	51.3	47.8	41.2	51.3	58.8	43.1	55.5	40.9	45.1	48.4	64.4	51.0
	灰分 %	16.9	5.4	7.1	4.3	6.3	6.2	6.3	8.6	7.5	8.5	5.9	11.7	7.9
	合計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
物理組成	紙類 %	68.0	44.7	41.4	41.4	56.9	64.7	57.5	62.9	35.3	35.0	50.6	36.8	49.6
	厨芥類 %	4.8	12.8	20.2	24.5	6.6	11.1	10.3	11.8	5.0	36.2	11.2	9.8	13.7
	布類 %	2.8	10.5	2.4	3.4	4.7	1.6	2.1	0.2	8.7	6.7	6.2	4.1	4.5
	草木類 %	0.8	4.5	3.3	6.7	6.1	5.3	6.4	12.7	18.4	9.6	12.3	9.9	8.0
	プラスチック類 %	20.4	15.7	25.4	16.5	18.8	13.4	21.2	11.4	25.6	3.7	11.2	8.8	16.0
	ゴム類 %	0.2	3.7	0.2	0.0	0.8	1.3	0.1	0.2	0.3	0.7	0.6	0.1	0.7
	その他 %	2.0	2.3	3.6	5.4	2.9	0.0	0.4	0.2	3.7	7.4	3.6	28.5	5.0
	金属類 %	0.5	2.0	2.4	0.3	0.7	0.6	1.6	0.2	1.3	0.1	0.2	1.6	1.0
	ガラス類 %	0.5	2.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.2	1.5	0.0	0.1	0.0	0.4
	セトモノ・砂・石類 %	0.0	1.8	0.9	1.6	2.5	2.0	0.3	0.2	0.2	0.6	4.0	0.4	1.2
	合計 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	高位発熱量 kcal/kg	2,806	2,961	2,555	2,423	2,220	3,115	2,449	2,836	2,090	2,391	2,540	3,513	2,658
	低位発熱量 kcal/kg	2,544	2,552	2,136	1,947	2,680	2,756	1,997	2,472	1,632	1,964	2,070	3,222	2,331

業者測定

業者測定

【添付資料3】

時間別想定車両台数

(単位:台)

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
搬入台数	3	30	37	31	2	31	20	26	10	190